

6 御代田町の介護予防・日常生活支援総合事業基準

I 訪問型サービス

サービスの種別		訪問介護		多様なサービス		
		①訪問介護相当サービス		②訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービス B (住民主体による支援)	⑤訪問型サービス D (付添支援)
サービスの内容		訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助	住民主体の自主活動として行う生活援助等	移送前後の生活支援
対象者とサービスの提供の考え方		○下記のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供		
実施方法		事業所指定		事業所指定	委託	
基準	人員	・管理者……………常勤・専従 1 以上（支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務従事可能） ・訪問介護員等…常勤換算 2.5 以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上（一部非常勤職員可能） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】		・管理者……専従 1 以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能） ・従事者……必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は研修受講者】 ・訪問事業責任者……従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】		・従事者……必要数 【町が指定する研修受講者】
	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品		・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備、備品
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等《現行の基準と同様》		・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供		・従事者の清潔の保持、健康状態管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の連絡
報酬及び利用者負担額		*国が示す報酬単価を準用（加算同様） ・週 1 回程度利用 11,760 円／月 ・週 2 回程度利用 23,490 円／月 ・週 2 回程度を超える利用 37,270 円／月 ●負担割合は 1 割～ 3 割		*町独自の単価 ○介護事業所の専門職による支援 ・2,500 円／時間（45～60 分） （本人や家族状態等を的確に把握した上での自立や QOL 向上目的で支援を行う） 加算：訪問介護相当サービスの 85%程度 ○NPO、シルバー等による支援 ・1,800 円／時間（45～60 分） ●負担割合は 1 割～ 3 割		*利用者負担が②訪問型サービス A よりも低くなることを想定 （生活状況の把握を兼ねた生活援助） ・1,100 円／時間 ●利用者負担は 500 円

Ⅱ 通所型サービス

サ ー ビ ス の 種 別		通所介護		多様なサービス	
		①通所介護相当サービス	②通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービス B (住民主体による支援)	④通所型サービス C (短期集中予防サービス)
サ ー ビ ス の 内 容		通所介護員と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス・運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対 象 者 と サービス 提供 の 考 え 方		○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供		・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う
実 施 方 法		事業所指定	事業所指定	委託	委託
基 準	人 員	・管理者……常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務従事可能) ・生活指導員…専従1以上 ・看護職員……単位当たり1以上 ・介護職員……15人以下 専従1以上 16人以上 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員…1以上	・管理者……専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能) ・従事者……15人以下 専従1以上 16人以上 利用者1人に必要数	・従事者……10人に1以上 【町が指定する研修受講者】	事業により『仕様書』にて示す人員 ・理学療法士 ・介護予防運動指導員 ・看護師 ・管理栄養士
	設 備	・食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他設備、備品	・サービス提供に必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備、備品	・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備、備品	・サービス提供に必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備、備品
	運 営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持、健康状態管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 《現行の基準と同様》	・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持、健康状態管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の連絡	・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供
報 酬 及 び 利用者負担額		*国が示す報酬単価を準用(加算同様) ・週1回程度利用 17,980円/月 ・週2回程度利用 36,210円/月 ●負担割合は1割～3割	*町独自の単価 ・3,800円/回(4～6時間送迎あり・入浴なし) 加算：通所介護相当サービスの85%程度 ●負担割合は1割～3割	*利用者負担が②通所型サービスAよりも低くなることを想定 ・2,000円/回 ●負担割合は1割	*町独自の目安単価(2時間送迎あり) 理学療法士による 2,500円/時間 柔道整復師による 7,500円/回 ●負担割合は1割